

平成31年度長浜市国民健康保険事業計画（案）

1 目的

長浜市国民健康保険事業の適正な実施と持続的かつ安定的な財政運営を確保し、被保険者の健康保持・増進を図っていくことを目的とします。

2 基本事項

平成30年度から都道府県化がスタートし、滋賀県では平成36年度以降できるだけ近い段階で県内保険料率の統一をめざすこととなりました。その実現に向け、負担と給付の公平性の観点から、市町で担っている資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業等の各種業務について、平準化が進められています。県内市町との整合性を図りながら各種事業を推進するとともに、保険者努力支援制度による国県の交付金の確保に努めます。

重点施策

- 1 適正な資格管理と給付
- 2 保険料の適正な賦課・徴収
- 3 被保険者の健康づくり

3 重点事業と主な取組内容

重点施策1 適正な資格管理と給付

限りある財源で国保財政を運営するため、適正な資格管理に努めるとともに、保険加入の利益が最大限得られるよう、適正な給付に努めます。

重点事業	平成31年度の目標
高額療養費制度の周知徹底	申請率 50.0% (H30 見込み：44.0%)

【目標達成に向けた取組内容】

- ①高額療養費申請勧奨の実施（月2回対象者へ通知）【保険医療課】
- ②国保加入時におけるパンフレットの配布【保険医療課】
- ③証発送時にチラシを同封【保険医療課】
- ④広報・ホームページによる啓発【保険医療課】
- ⑤郵送による申請の推進【保険医療課】

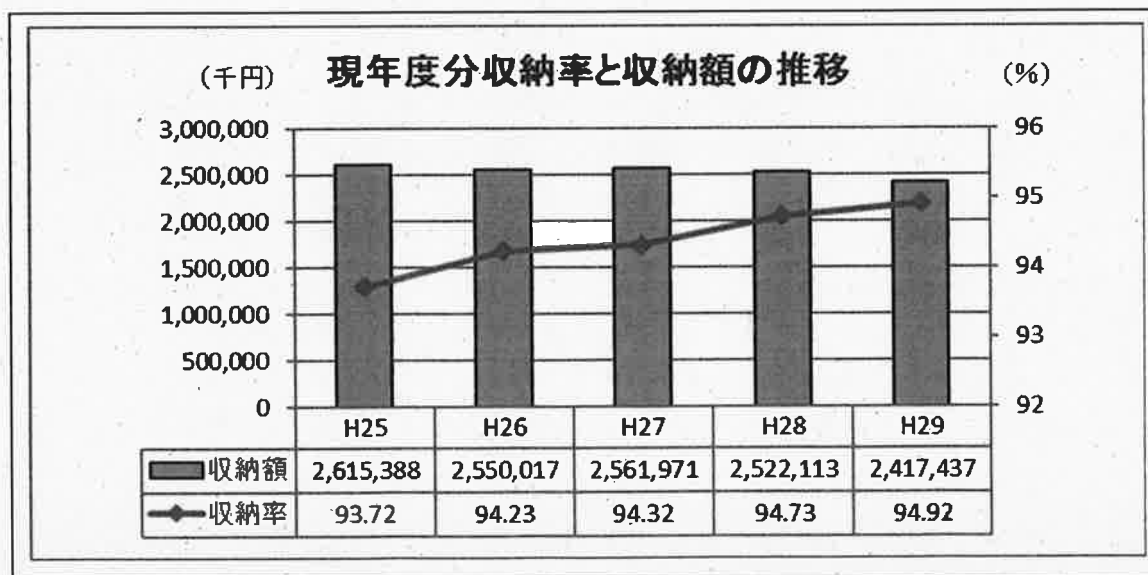
重点施策 2. 保険料の適正な賦課・徴収

国民健康保険の運営は一定の公費負担と保険料で賄うという基本原則に基づき、必要な財源及び負担の公平性を確保するため一層の収納率向上に取り組むなど、適正な賦課・徴収に努めます。

重点事業	平成 31 年度の目標
収納率の向上	現年度分目標収納率 95.0% (H30 目標 : 94.0%)

【目標達成に向けた取組内容】

- ①適正な資格管理【保険医療課】
- ②コンビニ収納および口座振替の推進【税務課】
- ③外国人滞納者への対応（ポルトガル語の通訳を配置）【滞納整理課】
- ④療養費等申請時の納付勧奨【保険医療課】
- ⑤延長窓口での納付相談の実施【滞納整理課】
- ⑥財産調査、実態調査の徹底【滞納整理課、税務課、保険医療課】
- ⑦滞納処分の実施【滞納整理課】
- ⑧資格証・短期証の交付【保険医療課】



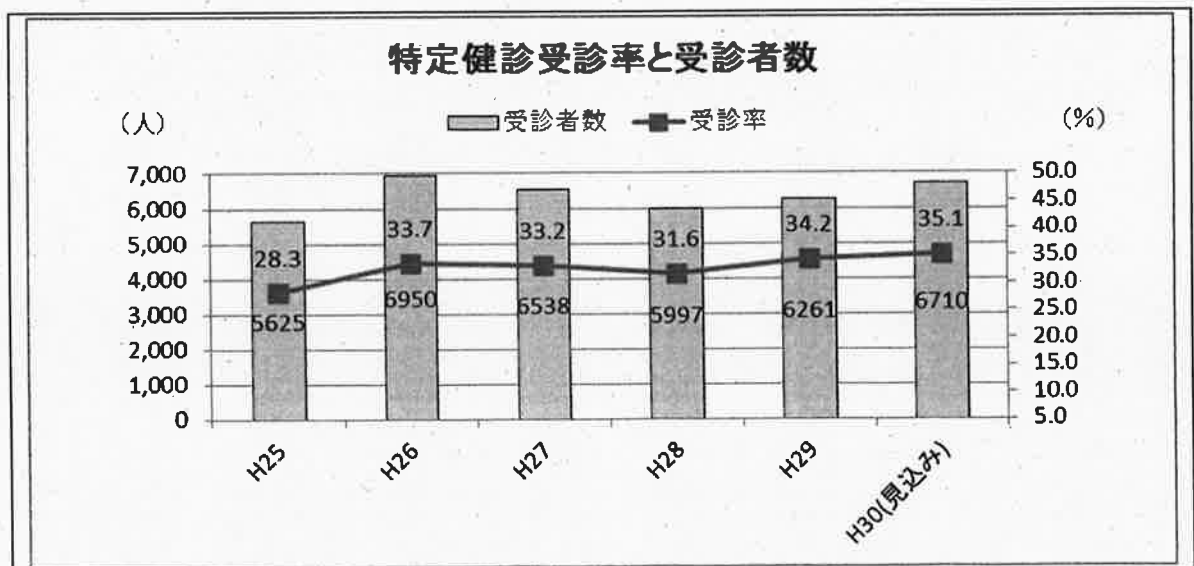
重点施策3 被保険者の健康づくり

被保険者の健康保持・増進と生活習慣病の早期発見・重症化予防を図るため、特定健診の啓発や受診勧奨の取組みを強化し受診率向上に努めるとともに、被保険者の健康的な行動の習慣化を図るため、健康アプリ「BIWA-TEKU」事業を推進します。

重点事業1	平成31年度の目標
特定健康診査等受診率向上対策	特定健康診査受診率 37.0% (H29実績：34.2%)

【目標達成に向けた取組内容】

- ① (新規) インセンティブとして前年度受診者の自己負担金 (1,000 円) を無料化
【保険医療課・健康推進課】
- ② 41歳受診対象者の自己負担金無料化【保険医療課・健康推進課】
- ③ 特定健診のみの集団健診 (さくさく健診) の実施【健康推進課】
- ④ 新聞広告の掲載【保険医療課】
- ⑤ 地域づくり協議会等と連携しての啓発【健康推進課】
- ⑥ 病院における受診啓発チラシの配布【保険医療課】
- ⑦ AIを使用した健診啓発の効率化 (受診勧奨およびデータ分析)【保険医療課】
- ⑧ 未受診者への電話勧奨【保険医療課】
- ⑨ オプトアウト方式による健診申し込み【健康推進課】
- ⑩ web予約システムによる24時間申込み受付【健康推進課】
- ⑪ 人間ドック費用助成【保険医療課】
- ⑫ 0次健診対象者への受診勧奨【健康推進課】



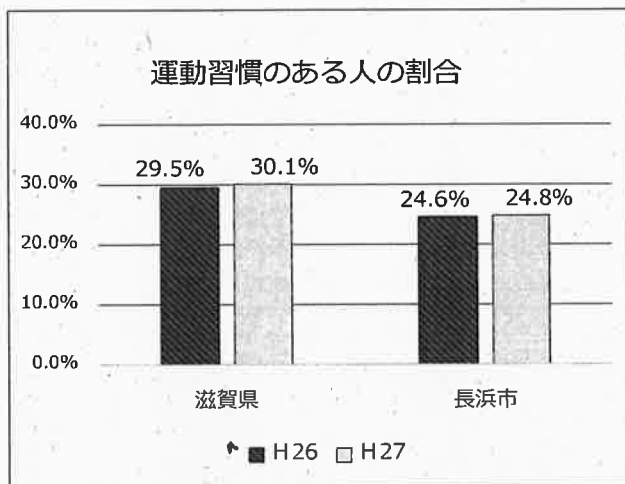
重点事業2	平成31年度の目標
(新規)健康推進アプリ「BIWA-TEKU」事業	加入者数 190人 (新規事業)

※ 健康アプリ「BIWA-TEKU」とは

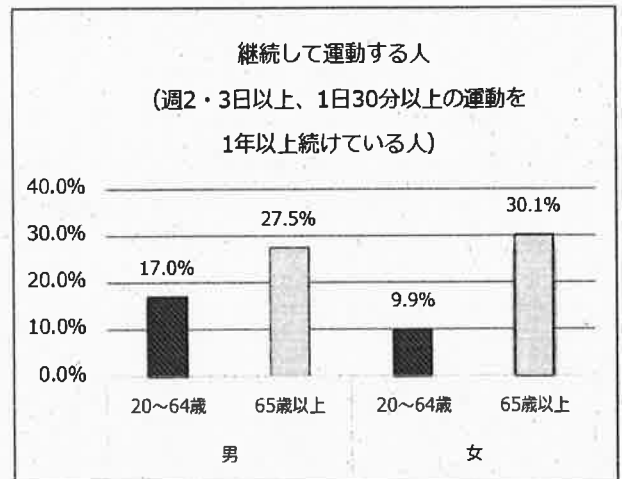
健康づくりの意識付けと習慣化を目的とした気軽に参加できる健康推進アプリ。1年を通じてウォーキングや健診、健康イベントへの参加によりポイントを取得し、そのポイントで景品が当たる抽選に応募できるスマートフォンの健康アプリ。

【目標達成に向けた取組内容】

- ①「BIWA-TEKU」事業周知のための広報、参加勧奨【健康推進課】
- ②スタンプラリー用ウォーキングコースの設定および登録【健康推進課】
- ③景品抽選用賞品（企業の協賛品）の取得（企業への協力依頼）【健康推進課】
- ④ポイント取得用イベントの設定および登録【健康推進課】



出典：健診等データ分析結果報告結果より
(滋賀県保険者協議会発行)



出典：健康ながはま 21 アンケート
(平成30年度実施)

4 平成30年度 長浜市国保の主な実施事業

事業区分	事業名	事業内容	
(1) 保険料賦課・徴収	保険料の決定	保険者が負担すべき費用（保険給付費等）を所得割、均等割、平等割によって納付義務者に按分し、納める保険料を定める。	
	納付書及び督促状の発送	保険料を納めるための納付書や督促状を納付義務者に送付する。	
	財産調査及び滞納処分	滞納者が、督促状の指定期限までに保険料を納入しない場合に、催告や財産調査等を行い、その財産を差し押さえ、保険料に充てる。	
	保険料軽減及び減免事務	一定所得以下の世帯について保険料を軽減したり、災害等に遭遇した世帯に保険料を減免したりする措置を行なう。	
	非自発的失業者保険料軽減	雇用主側の理由による退職によって失業者になった場合に保険料を軽減する措置を行なう。	
(2) 保険給付等	保険給付	保険の給付	病気やけがに対して療養（診療、投薬、手術等）を給付する。
		療養費支給	一旦自費で療養を受けた場合に、事後に現金でその費用を支給する。（コルセット作成、接骨院受診、海外での受診等）
		高額療養費支給	過重な自己負担の軽減を図るために、自己負担額が一定額以上になった場合は、超えた全額を支給する。
		特定疾病療養費支給	高額な治療を長期継続する疾病として厚生労働大臣が定める疾病について、年齢、所得によって設定された自己負担金を除く費用を支給する。
		高額介護合算療養費支給	医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が、高額療養費と高額介護サービス費の支給を受けてもなお高額になる場合は、1年間の合算額について限度額を超える額を支給する。
		特別療養費支給	被保険者資格証明書を提示して受けた療養に対して費用を支給し、滞納保険料にあてる。
	出産育児一時金支給	被保険者の出産に関して、条例に定めるところにより一時金の支給を行なう。	
葬祭費支給	被保険者の死亡に関して、条例の定めるところにより葬祭費を支給する。		
(3) 被保険者資格の適用適正化事業	被保険者証及び高齢者受給者証等交付（平成31年8月から一体化の予定）	被保険者の証明をする被保険者証と70歳以降に支払う自己負担金の負担割合を表示している高齢受給者証を発行する。	
	居所不明被保険者調査の実施	保険料の納付書等を送付しても宛所不明で届かない場合等に、居住を確認して、被保険者資格の有無を確認する。	
	被扶養者適用調査の実施	健康保険の「被扶養者」になるべきものが、国保の被保険者になっていないかを調べ、切り替えるように指導する。	
	退職被保険者適用事務	退職後に国保加入となった被保険者とその被扶養者の退職者医療制度への適用の有無を調査し、適用させる。	

事業区分	事業名	事業内容
	修学中や病院等に入院、入所又は入居中（116条該当）の被保険者の資格管理	就学や施設への入所等により市外に居住する被保険者に、届出によって被保険者証を発行する。
	短期被保険者証及び資格証明書交付	国保の保険料を滞納している世帯の被保険者証については、特別の有効期限を定めた短期被保険者証や全額自己負担する被保険者資格証明書を発行する。
(4) 医療費適正化対策事業	レセプト点検（内容点検・資格点検）	レセプト（診療報酬請求書等）を、被保険者資格の有無、診療報酬の算定の適不適を点検し、診療報酬支払を適正に行なう。（県内市町共同事業 一部国保連委託）
	第三者行為求償事務	不法行為等（交通事故、けんか等）によって生じた給付について、損害賠償と保険給付の調整を行なう。主として、加害者に対して保険給付額を限度に費用請求を行う。
	不当（不正）利得返還事務（保険者間調整事務）	国保資格喪失後受診により発生する保険給付の返還金の請求を行なう。保険者間で調整する場合もある。
	ジェネリック医薬品普及啓発及び差額通知	ジェネリック医薬品使用推進のために、ジェネリック医薬品希望シールの配布や差額通知（県内市町共同事業 国保連委託）を行なう。
	柔道整復師適正受診啓発（患者調査）	柔道整復のレセプトの頻回請求に対して患者調査を行い、適正請求及び適正受診を促す。（県内市町共同事業 国保連委託）
	医療費通知	期間を定めて、使用した医療費の総額を知らせ、適正受診を促す。（県内市町共同事業 国保連委託）
	重複多受診被保険者患者調査及び指導	同じ疾病で複数の医療機関受診を行なっていたり、受診日が頻回となっている被保険者に対して、訪問による状況確認と相談指導を行なう。
(5) 保健事業	特定健康診査及び特定保健指導	被保険者に対して健康診査や保健指導を行い、生活習慣病の早期発見をはかり、重症化を予防する。
	健診受診啓発事業	被保険者に対して、健診受診を促す対策を行なう。
	人間ドック助成事業	被保険者の人間ドック受診に対して費用助成を行い、疾病の早期発見をはかり、重症化を予防する。
	各種がん検診	被保険者に対して各種がん検診を受診するよう促す。
	健康アプリ「BIWA-TEKU」事業	1年を通じて、被保険者の健康的な行動の習慣化を図る。

5 主な国保事業の年間スケジュール

月	事業内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間ドック助成事業受付（～12月） ○ ジェネリック差額通知（1回目）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健康診査受診券作成・発送 ○ 医療費通知（1回目）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料決定通知発送 ○ 特定健康診査（集団健診）開始（～11月） ○ 被保険者証（兼高齢受給者証）更新・発送
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部負担金限度額認定証更新（高額療養費関係） ○ 特定疾病療養受領証更新 ○ ジェネリック差額通知（2回目）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費通知（2回目） ○ 居所不明被保険者調査（8月1日） ○ 国民健康保険運営協議会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重複多受診者訪問指導（～10月）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者資格適用適正化調査（～12月） ○ ジェネリック差額通知（3回目）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費通知（3回目） ○ 予算編成（次年度）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 116条該当（修学、入院、施設入所等）被保険者調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者証（短期）更新・発送 ○ ジェネリック差額通知（4回目）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険運営協議会 ○ 医療費通知（4回目）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料の決定
その他（毎月又は随時実施）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納付書及び督促状の発送 ○ 催告書の発送 ○ 財産調査及び滞納処分 ○ 保険料減免事務 ○ 非自発的失業者保険料軽減事務 ○ 高額療養費申請勧奨通知発送 ○ 療養費及び高額療養費支給、高額介護合算療養費支給 ○ 特定疾病療養受給者証交付 ○ 出産育児一時金・葬祭費支給 ○ 高齢受給者証新規交付 ○ 退職非該当被保険者証更新 ○ レセプト点検 ○ 特別療養費支給 ○ 不当利得返還請求（保険者間調整） ○ 柔道整復施術療養費調査・分析